

【法令名称】「大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業方案」を印刷配布することについての通知

【発布機関】商務部、国家発展及び改革委員会、公安部、国家税務総局、国家工商行政管理総局

【発布番号】商秩発[2011]485号

【発布日】2011-12-19

【施行日】2011-12-19

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規則

【全文】

**「大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業方案」を印刷
配布することについての通知**

商秩発[2011]485号

各省、自治区、直轄市、計画単列市人民政府及び新疆生産建設兵団宛：

「大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業方案」は既に國務院に承認されており、ここに皆様に印刷・配布します。つきましては、真剣に執行を徹底するようお願い致します。

商務部、発展及び改革委員会、公安部、税務総局、工商総局

二〇一一年十二月十九日

大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業方案

ここ数年、小売業界は迅速な発展を遂げており、流通活性化、国民の生活改善、生産牽引、消費拡大においてプラスの効果をもたらしている。小売業者とサプライヤーの提携関係は全体的に良い方向に向かっているが、一部の大型小売企業は市場における優位な地位を利用して、様々な名目でサプライヤーから規則違反の料金を徴収したことで、小売業者とサプライヤー間の不公平取引に拍車をかけ、一部のサプライヤーの経営コストが増え、国の税収が流出し、しかも商業賄賂を招きやすいという事態になっている。市場秩序及び公平取引を守り、小売業の健全たる発展を促進することを目的として、「契約法」、「価格法」、「不正競争防止法」、「独占禁止法」、「価格違法行為行政処罰規定」、「小売業者、サプライヤーの公平取引管理弁法」、「小売業者販促行為管理弁法」、「商品及びサービスの価格明記実行に関する規定」等の法律法規及び部門規則に基づき、國務院の承認を経て、2011年12月より2012年6月までの期間において、商務部、発展及び改革委員会、公安部、税務総局、工商総局の5部門は全国で大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業を集中的に展開する。方案は下記の通りである。

一、整理整頓の範囲

主に市場における優位な地位を利用してサプライヤーから規則違反の料金を徴収するスーパー、百貨店、電器専門店等の大型小売企業(以下「小売業者」という)及びその傘下店舗を対象にして整理整頓を行う。小売業者とは主に下記条件を同時に満たす企業(グループ)を指す。

(一)最大単店舗の営業面積が 6000 平米以上。

(二)店舗数が 20 軒以上。

(三)2010 年の売上が 20 億人民元以上。

上記条件を満たさないが、規則違反の料金徴収行為があるとサプライヤーから報告された小売業者について、省級商務、発展及び改革(物価)、公安、税収、工商等の部門が整理整頓範囲に入れるかどうかを検討の上、国务院の関係部門に報告することができる。

二、整理整頓の内容

買取経営を行う小売業者の主な収入源は仕入価格と販売価格の差額であり、店頭貸出しを行う小売業者の主な収入源は賃貸料であり、代理販売を行う小売業者の主な収入源は販売代理費用である。係る規定により、小売業者は販促サービス費用を徴収できる。上記費用を除き、小売業者がサプライヤーから徴収するその他全費用はいずれも整理範囲に入れるものとする。整理過程において、まず費用は法律法規の規定に合致しているか否か、自由意思、公平、信義誠実の原則に合致しているか否か、全額はサプライヤーに提供する係るサービスに充てられているか否かによって区分し、これら規定に合致しないものは全て整頓を行うものとする。

(一) **販促サービス費用の規範化**。販促サービス費用とは契約約定に基づき、サプライヤー特定のブランド又は特定品種商品の販売を促進することを目的として、小売業者がポスターの印刷作成、販促活動の展開、広告宣伝等の係るサービスを提供することを条件として、サプライヤーから徴収する費用のことをいう。小売業者がサプライヤーから販促サービス費用を徴収するにあたっては、事前にサプライヤーの同意を得て、契約を締結し、提供するサービスの項目、内容、期限及び料金の項目、基準、金額、用途、方式、違約責任等の内容を明確に約定しておく必要がある。小売業者が販促サービス費用を徴収するにあたっては、収支バランスの原則に則って行い、料金徴収後、契約約定に基づきサプライヤーに対し相応するサービスを提供するものとし、無断でサービスを中止したり又はサービス基準を引き下げてはならない。小売業者が完全には相応するサービスを提供していない場合、サプライヤーに対しサービス未提供部分の費用を返還するものとする。小売業者は徴収した販促サービス費用の登録、記帳を行い、サプライヤーに対し発票を発行の上規定に基づき納税するものとする。

(二) **規則違反の料金徴収禁止**。小売業者が市場における優位な地位を利用し、サプライヤーから徴収する契約費用、搬送費、配送費、お祭り行事費用、新店舗開業行事費用、販売若しくは清算情報照会費用、カード決済手数料、バーコード費用(新品入店費用)、口座開設費用(新サプライヤー入店費用)、無条件でのリポート等はいずれも規則違反の料金徴収に該当す

る。下記に列挙する費用の規則違反徴収を重点的に禁止する。一つ目は、契約を締結すること、又は契約を更新することを理由に徴収する費用。二つ目は、店内のバーコードを使用するサプライヤーから徴収する実際コストをオーバーするバーコード費用、又は既に国の関連規定に従って商品のバーコードを取得し、小売業者の経営場所内で正常に使用できるにもかかわらず、小売業者が尚も商品サプライヤーから二重に徴収する店内バーコード費用。三つ目は、店舗改造、内装(装飾)時、当該サプライヤー特定商品の販売エリアに使用していないにもかかわらず、サプライヤーから徴収する内装、装飾費用。四つ目は、販促とは無関係な又は販促需要外の、お祭り、開業記念日、新店舗開業、再開業、企業上場、合併等を理由に徴収する費用。五つ目は、販売レポートの無条件提供をサプライヤーに要求したり、又は一定の売上をレポートの前提とし、約定の売上を未完成の場合、サプライヤーが返還すべき利益。六つ目は、販売商品と直接関係の無い、小売業者自身が負担すべき又はサービスを提供せずに徴収するその他費用。

(三) **価格明記の徹底**。小売業者がサプライヤーから徴収する如何なる費用も、係る法律法規の規定に基づき、価格を明記するものとする。価格明記の形式は、値札、値段表、価格(料金)の手引き又はテレビディスプレイ、パソコンでのレファレンス、マルチメディア端末等でよい。価格明記の内容には、料金(サービス)項目、サービス内容、料金基準(価格)、料金徴収条件等を含むものとする。価格が明記されていない、又は料金項目、基準、金額等が明記価格と一致していない場合、いずれも整理整頓を行うものとする。

三、整理整頓の手順

商務部を先頭とする大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業部門間協調チーム(以下「部門間協調チーム」という)を結成し、発展及び改革委員会、公安部、税務総局、工商総局がこれに参加し、部門間協調チームの日常作業は商務部が司る。各省(区、市)人民政府が商務主管部門を先頭とする大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業協調チームを結成し、本地区の具体的实施方案を制定し、整理整頓作業に向けて、全面的に動員し配置し、实施方案を12月30日までに部門間協調チームに報告する。各省(区、市)協調チームは毎週、部門間協調チームに対し作業の進捗状況を報告し、部門間協調チームが定期的に國務院に対し速報する。

(一) 自己検査・是正。小売業者は整理整頓の内容と照らし合わせて、2010年1月より2011年12月までの期間におけるサプライヤーへの料金徴収状況の自己検査・是正を行い、偽りなく自己検査・是正表(附属文書1を参照のこと)を記入するものとする。小売業者の自己検査・是正結果はその企業(グループ)本部が2012年1月15日までに、本部所在地の地市級商務主管部門に報告し、地市級商務主管部門が1月18日までに、省(区、市)協調チームに報告し、省(区、市)協調チームが1月20日までに、部門間協調チームに報告する。自己検査・是正状況は随時、社会に公表する。

(二) 合同検査。2012年2月より4月までの期間において、各省(区、市)協調チームが商務、

発展及び改革(物価)、公安、税務、工商等の部門を組織して合同検査(検査表は附属文書 2 を参照のこと)を行い、全体状況は 2012 年 4 月 30 日までに、部門間協調チームに報告する。検査は本管轄区の整理整頓範囲条件に適合する全小売業者及び店舗をカバーする。省(区、市)を跨って経営する小売業者については、検査期間において、その本部所在地の協調チームと緊密に意思疎通を図るものとする。検査中、自己検査が行き届いていない法律規則違反問題を発見した場合、厳重に処理し、自己是正が行き届いていないことを発見した場合、厳格な監督・是正を行う。各省(区、市)協調チームは、サプライヤーの意見を広く聞き取り、小売業者の法律規則違反の疑いがある状況についての通報を受け、速やかに取締を行うものとする。商務部、発展及び改革委員会、公安部、税務総局、工商総局は合同検査チームを結成し、重点企业を選定して合同検査を行う。適時、合同監督検査チームを派遣して、重点地区の作業進捗状況の監督・検査を行う。

(三) 厳粛に是正する。各省(区、市)協調チームのメンバー機関は是正監督指導を強化し、販促サービス費用の徴収使用が規定に合致していない場合、これを規範化し、規則に違反して徴収した費用は返還を命じ、価格明記のない場合は監督を徹底し、期限を定めて是正し、且つ係る制度を整備するよう企業に督促し、犯罪の疑いがある場合は、案件を遅滞なく司法機関に移送するものとする。重点地区については、商務部、発展及び改革委員会、公安部、税務総局、工商総局が第二回合同監督検査を組織し、整理整頓作業状況の監督検査を行う。速やかに典型的な事例を公開し、社会に向けて係る是正結果を公表する。

(四) 規則を作成し制度を打ち立てる。各省(区、市)協調チームのメンバー機関は、整理整頓過程に遭遇した問題の分類整理を行い、政策建議を出し、部門間協調チームに統一して報告する。部門間協調チームは、メンバー機関及び各省(区、市)協調チームが報告した問題及び建議を総括して分析し、企業が経営発展方式を改善するよう導くための制度措置を打ち出し、法律法規及び係る政策の整備を推進する。

各省(区、市)協調チームは、2012 年 6 月 20 日までに、部門間協調チームに本地区整理整頓作業の総括を報告し、部門間協調チームが速やかに係る状況を総括して、国务院に全体作業の総括を報告する。

四、整理整頓の要求

(一) 指導を強化し、作業責任の徹底を図る。部門間協調チームが全国の整理整頓作業を統一指導し、積極的に協調・監督指導し、真剣に検査総括を行う。各省(区、市)協調チームは、本地区の整理整頓作業の統一指導及び実施を行い、目標・任務を明確にし、責任分担を具体化し、実施を徹底し、遅滞なく作業進捗を報告する。

(二) 各々がその責務を果たし、作業面での一致団結を形成する。商務主管部門が全体の組織・協調を行い、先頭となって、小売業者との面談及び販促サービス費用規範化作業を組織する。発展及び改革(物価)部門は、市場価格監督管理を強化し、経営者の価格行為を規範化し、

法により各種の価格違法及び価格独占行為を取締り、規定に基づき価格明記を実行していない行為の整理整頓を先頭に行う。税務部門は、税收违法行為の疑いのある小売業者に対して税込検査を展開し、且つ法により処理する。工商行政管理部門は法により、商業賄賂、販促活動における不正競争行為を取締り、発展及び改革(物価)部門と共同で、大型小売企業による市場における優位な地位を利用した規則違反の料金徴収行為を取り締まる。公安機関は、商業賄賂及びその他経済犯罪の疑いがある行為について遅滞なく立件捜査する。各部門は、職能ごとに作業分担し、それぞれ責任を負い、協調・協力し、整理整頓作業中に、その他法律規則違反行為を発見した場合、遅滞なく法により取り締まる。犯罪の疑いがある案件は、行政法執行部門が遅滞なく、司法機関に移送する。小売業者、サプライヤー業種協会の役割を十分に発揮し、公平取引を促進する。

(三) 宣伝を強化し、社会監督を強化する。部門間協調チームは、業種協会等の機構を通じて、条件に適合する小売業者が積極的に参与し、自主的に自己検査・是正を行い、社会監督を受けよう組織する。マスメディアの役割を十分に発揮し、法律規則違反の典型的案件を公開し、圧力をかけて法律規則違反行為に対する警告を行い、作業効果を宣伝し、良好な作業雰囲気を作り出す。部門間協調チームは、企業及び個人からの通報・苦情を受け付けるために、通報・苦情受付窓口を個別に設置している。電子メール: qlzd@mofcom.gov.cn。書簡宛先: 北京市東長安街 2 号商務部市場秩序司、郵便番号 100731。電話: 010-85093316。各省(区、市) 協調チームも通報・苦情受付窓口を設けて、社会に公開する必要がある。通報・苦情により発見した手がかりについて、協調チームメンバー機関は分担作業に基づき、真剣に検査し、事実である場合、厳粛に取締を行うものとする。

(四) 法規を整備し、長期持続効果メカニズムを確立する。商務部、発展及び改革委員会、公安部、税務総局、工商総局等の部門が行った整理整頓作業を基に、経験を総括し、大型小売企業による規則違反料金徴収を規範化するための制度措置を更に研究し整備し、小売業者とサプライヤーが公平な取引関係を構築するよう促す。発展及び改革委員会、商務部等の部門は、大型小売企業による規則違反料金徴収の整理整頓作業から着手し、流通段階における全ての不適切な料金徴収問題の整理及び規範化について深く研究する。

附属文書:

1. 小売業者自己検査・是正表

<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/201112/1324891554500.xls>

2. 大型小売企業によるサプライヤーへの規則違反の料金徴収整理整頓合同検査表

<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/201112/1324893829947.xls>

3. 係る法律法規規則の条文

<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/201112/1324892164862.doc>